墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成２５年墨田区条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表　１区長の附属機関の部墨田区入札等外部審査委員会の項の次に次のように加える。

墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会	墨田区人権啓発基本計画の改定に係る調査及び検討に関すること。

別表　１区長の附属機関の部墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会の項を削る。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。